

令和 5 年度高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施について

1 目的

健康寿命の延伸と医療費及び介護保険給付費の抑制。

2 内容

(1) 糖尿病性腎症重症化予防事業および生活習慣病等重症化予防事業

- ・ 令和 5 年度の後期高齢者医療健康診査の結果（血糖、血圧）、受診勧奨判定値以上で医療未受診者および治療中断者にアプローチをして医療に繋げる。（8 月下旬開始、1 人 3 か月程度継続的な受診支援実施）
- ・ 対象者：HbA1c7.0 かつ eGFR45 未満+内科受診なし

血圧 140/90 以上かつ eGFR45 未満+内科受診なし

(2) 高齢者ふれあいサロン等でミニ講話開催（資料 3-2）

- ・ 地域の健康課題やフレイル予防についての健康教育・健康相談を実施。年 1 回の健康診査受診勧奨とかかりつけ歯科医をもち定期的な歯科健診を勧奨する。（資料 3-3, 3-4）
- ・ 申込み状況（令和 5 年 5 月末時点）：延 25 か所、実 21 か所

(3) 後期高齢者医療健康診査受診者への情報提供事業

- ・ 健康診査受診者全員（個別健診、集団健診）にフレイル予防や通いの場等の情報を掲載したパンフレット（資料 3-5）を配布。

(4) 後期高齢者医療健康診査受診率向上事業

- ・ 健康診査未受診者に対して、10 月下旬に勧奨ハガキを送付。

（75 歳～84 歳、要介護 3 以上を除く、約 4,000 人）